

平成 22 年 5 月 13 日

様

鳥獣被害総合対策交付金及び
地域公共交通の維持に関する
緊 急 要 望 書

長 野 県 市 長 会

要 望 書

平成 22 年 5 月 13 日

様

長野県市長会
会 長 山 田 勝 文

日頃、地方自治の振興にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私たち長野県市長会は、4月26日に開催した第126回総会において、全国的に拡大している野生鳥獣による農林水産業被害への緊急の対策を進めるための財源措置と少子・高齢化が進行する地方において、持続可能で有効な公共交通システムを構築維持していくための財源措置について、全会一致で緊急に要望することを決定いたしました。

つきましては、別紙のとおり要望いたしますので、要望の主旨をご理解いただき、早急に実現されるよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

鳥獣被害防止総合対策交付金予算の確保に関する緊急要望

近年、全国的に農山村地域における野生鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻になっており、ことに中山間地域を多く抱える本県における平成 20 年度の農業被害は、約 9 億 8 千万円に上っており、被害地域の市町村が連携し、その対策を進めているところです。

国では、平成 19 年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」を制定し、鳥獣被害防止総合対策事業により全国の被害地域の支援を進めてきたところですが、本年度の「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、全国からの 37 億円余の整備事業の要望に対し、予算額 14 億 3,800 万円とあまりにも実態とかけ離れた予算措置となっております。

このため、市町村の防護柵の設置が著しく遅延せざるを得ないばかりか、農家の農業生産への意欲の減退や遊休農地の増大、農山村の崩壊も危惧されます。

鳥獣被害を防ぐための防護柵は、農作物を生産する農地を守る農業生産基盤そのものであり、その整備は、農山村にとって必要不可欠なものと考えられます。

遊休農地の解消や食料自給率の向上を積極的に進めるためには、農業者が安心して農業生産に従事することのできる環境整備が重要であり、そのための支援制度を整えるのは国の責務であります。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

平成 22 年度における「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、被害地域からの整備要望に対し予算措置された事業費が余りにも少なく、事業が進められないことから、補正予算等を含めた財源措置を緊急に行うこと。

また、平成 23 年度以降の制度の継続と必要な予算を確保すること。

地域公共交通の維持に要する費用の財政支援に関する緊急要望

地方に暮らす生活者にとって、身近な交通機関であるバスや鉄道は、生涯にわたり安心して生活するための重要な社会基盤です。とりわけ、学生や高齢者など他に移動の手段を持たない人々にとって地域公共交通の存続は不可欠なものであります。

しかし、過疎化や交通手段の変化などにより、地域公共交通は崩壊の危機に瀕しています。また、地方公共団体の財政はひっ迫し、従前の仕組みでは地方公共交通の維持は限界となっています。

公共交通に対するニーズは地域ごとに異なり、地域公共交通システムの構築と維持については、地方自治体と事業者、住民が一体となった主体的な取り組みが求められます。これに対し、国において「地域公共交通活性化・再生総合事業」が制度化され、計画の策定及び実証運行などの事業に必要な支援を行うこととされています。

しかし、平成 22 年度の予算は、平成 21 年度第 1 次補正予算後の 69 億円に対して 4 割以上の減となる 40 億円となっており、このままでは地域の取り組みに必要な財源が大幅に不足することが確実な状況にあり、各地域の公共交通の再構築に遅れをきたすことが懸念されます。

つきましては、各地域に暮らす生活者の移動する権利を保障するためにも、下記の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 「地域公共交通活性化・再生総合事業」の十分な予算措置を行うこと。
- 2 地方公共交通を安定的に維持・存続するための新たな仕組みを構築するとともに、自治体に対する恒久的な財政支援など、国の支援制度を充実すること。